

今回のテーマ「労働基準監督機関による監督指導等（令和4年）」について

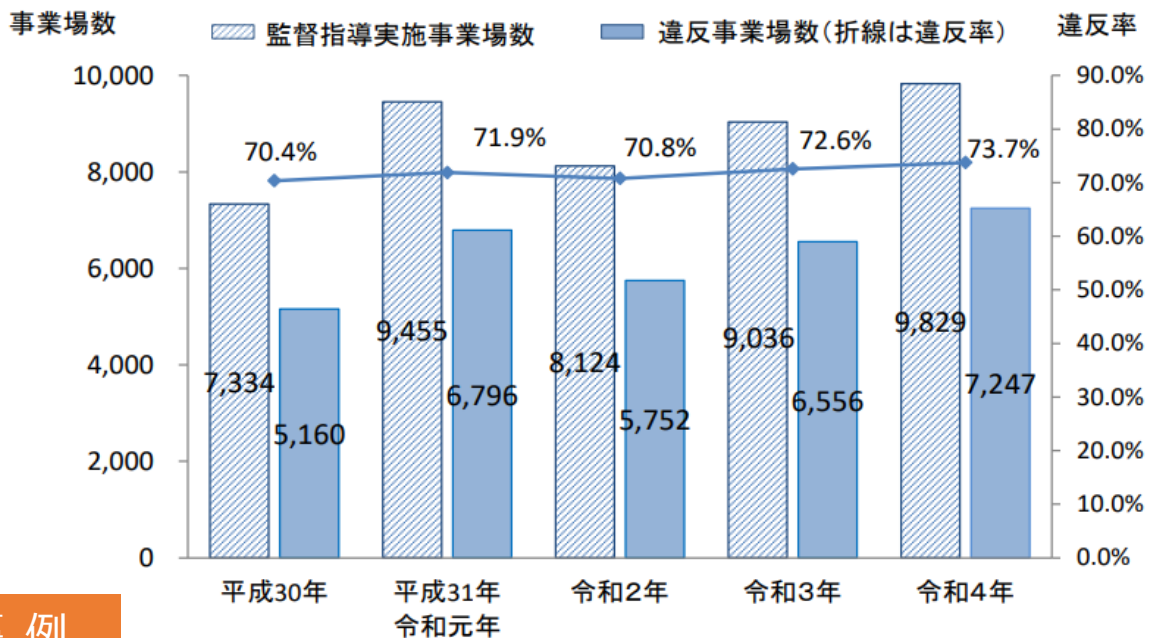
令和4年に実習実施者に対し行われた労働基準監督機関による監督指導等の状況が発表されました。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34487.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34487.html)

1 監督指導の状況

(1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,829件の監督指導を実施し、その73.7%に当たる7,247件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



事例

朝礼の実施を現認した上で、賃金不払いについては是正指導

概要

- 農業を営む事業場において、始業開始前の朝礼に参加しているが、タイムカード打刻は朝礼後であるという情報を契機に、事前に内偵調査を行った上で、立入調査を実施した。
- 朝礼が行われている時間帯に立入調査を行い、タイムカードを打刻せずに朝礼等を行っていたことが認められた。

労基署の対応

- 朝礼時における労働時間の賃金が支払われていなかったことについては是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条第1項（賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

- 技能実習生を含む労働者に対して、参加が義務づけられている朝礼の対応時間を精査し、過去に遡及して約65万円の賃金を支払った。